

第7期 雲南市農業委員会第3回総会議事録

1. 日 時 令和2年9月23日(水) 13:30～15:15

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(18名)

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕
10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武
14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子
18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎		

4. 欠席委員(1名)

5番 柳原 昌広

5. 事務局又は説明者 統括監 奥井健次 統括主幹 白築 香 主 幹 土江慶彦
主 幹 錦織慎司 農政課 落部 大

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第28号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について
- ・議第29号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第30号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第31号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第32号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、18名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第3回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、4番堀江広孝委員、6番高橋美佐子委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届出の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、「諸報告」について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第27号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書6ページ、議第27号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。 3件の申請が出ております。各案件について、議案書は7ページからご覧ください。図面は資料1ページからご覧ください。 申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外3件。地目は全て登記簿現況ともに田で合計面積は1,746㎡です。 権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん外お2人です。 申請事由は、3人とも会社勤めがあり、耕作が困難なため。ということです。 譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さん。申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。 土地代は10アールあたり335千円。確認は〇〇推進委員さんです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>16番</p> <p>議 長</p> <p>16番</p>	<p>本件については、譲受人が農機具販売を手掛けていることもあり、譲渡人から耕作ができないと相談を受け、自らが農地を取得し、耕作することにされたものです。</p> <p>議案書は8ページ、申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、面積は425㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんです。</p> <p>申請事由は、耕作者が遠方に転居し、本人も勤めがあり耕作が困難なため。ということです。譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんで、申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。土地代は10アールあたり57,800円。確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>譲受人の△△△△さんは、申請地の隣接農地を耕作されていらっしゃいます。経営面積が20アールに足りないのは、この後、基盤強化法において利用権設定されますので、それにより下限面積をクリアすることとなります。これまで申請地は、譲渡人の□□□□さんの息子さんが耕作されていましたが、県外に転居され耕作が出来なくなったことから、今回△△さんが買い取られることになったものです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△外5筆。地目は登記簿現況ともに畑で、合計面積は3,086㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さんです。申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。ということです。</p> <p>譲受人は〇〇県〇〇市の△△△△さん。申請事由は、空家付農地制度を利用するため。ということです。確認は〇〇推進委員さんです。土地代は家屋等との一括購入のため不明です。</p> <p>以上3件について、農地法3条に規定する適格要件である、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。と見込まれ、譲受人の下限面積要件も満たしています。</p> <p>したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>16番です。申請番号3番の件について、この度、空家付農地を取得されました△△さんの方に聞き取り調査を行いましたので、お話をさせていただきます。聞き取り調査の実施日ですが、2年7月26日の日曜日、9時40分から10時40分まで行いました。農地取得予定者は△△さん、聞き取りは〇〇でございます。11項目にわたりまして、いろいろお話を聞いたりさせていただいたんですけども、一つ目、なぜ農地を取得したいのか。一度見学に来た時、あまりにも周囲のロケーションが最高に気に入った。と。また、購入希望の空き家に農地が付いていた。ということでございます。二つ目が、なにを栽培作付するのか。この点につきましては、自家用のものをさまざま作付けする考え、又ハーブの栽培も考えている。三つ目、不作付地の管理はどうするのか。地形を生かして庭園を造ることも計画している。現職が、造園業や農業だそうでございます。四つ目が、農機具の使</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>い方を知っているか。農機具はもとより、造園業であるためすべての機械の使い方は理解している。ということでございます。五つ目、不安に思うことはないか。なし。ということでございます。六つ目、地域の共同作業・活動に参加するか。ということにつきましては、自治会はもとより、地域の活動にも参加いたします。ということでございます。七つ目が、地域住民と交流を図るのか。ということにつきましては、もちろん交流を行っていきます。ということであります。丁度この日に、自治会のあいさつ回りも行っておられたようでございます。八つ目、農業について何か知りたいか。ということにつきましては、元農業もしていたので特別なないです。ということであります。九つ目が、将来の展望は。ということでございますが、この地域は孟宗竹などたくさんあるので、竹パウダーを造ることも考えたい。もう一つが、造園業をしていましたので、剪定、庭造りの指導など要請があれば指導員として活動したい。というような話をしておられました。それともう一つが、自分たちはもちろん、地域の方のやすらぎの場として見ていただける庭園を造りたい。ということであります。十番目が、農業委員会への要望はありませんか。ということにつきましては、ございません。ということでした。最後に十一番目、その他で、すべての名義はすべて妻にする。という話をしておられました。以上でございます。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第27号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第27号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第28号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ、議第28号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定についてを説明します。議案書は10ページ、資料は10ページからご覧ください。本件は、空家付農地の登録申請が出た際、空家購入希望者が合わせて農地の取得ができるよう該当の農地に限って売買の農地取得のための面積要件を雲南市で設定している別段面積の20アールまたは30アールから変更するものです。</p> <p>今回の議案上程の理由は、空き家付き農地について指定追加および指定解除の事案が発生したため、令和2年7月16日の総会で審議していただき告示した内容を変更するものでございます。</p> <p>議案書10ページの別表2をご覧ください。今回、指定追加によるものは太文字下線表示の3筆となり、指定解除によるのが見え消しにしております13筆となります。追加は、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>空家付農地の登録申請が出たため追加するもので、解除は登録していた物件の売買が整ったため行います。指定追加に係る農地は資料11ページから14ページに記載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>これにより、空き家付き農地は変更前の10物件30筆から6物件20筆に変更となります。なお、変更後の下限面積及び別段面積の告示日については、本日を予定しております。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明しましたが、質疑はございせんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございせんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第28号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定することにご異議ございせんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第28号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第29号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書11ページ、議第29号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。12ページをご覧ください。図面は、16ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で申請面積は6㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は個人住宅用地で合併浄化槽1棟3.6㎡を整備されます。転用理由は、申請地の一部を利用して合併浄化槽を設置したい。とのことです。農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿畑、現況が車庫物置で申請面積は12.3㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は車庫物置1棟36.6㎡を建設されます。転用理由は、住居の隣接地に車庫物置を建築したい。とのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成16年ごろに車庫物置を建築してしまった。とのことです。農用地区域外で確認は〇〇推進委員さんです。</p> <p>農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、申請面積は9.9㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は、現在の墓地が山間の地にあるため、住居近くの申請地に移転したい。とのことです。農用地区域外で確認は〇〇委員さんです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、申請面積は9.9㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は、現在の墓地が山間の地にあるため住居近くの申請地に移転したい。とのことです。農用地区域除外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに畑で、申請面積は9.99㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は、現在の墓地は山中にあり、急な参道の先で管理や参拝が困難なため申請地に移転したい。とのことです。</p> <p>農用地区域除外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
2 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
2 番	<p>2番の〇〇です。申請番号2番、□□□□さんからの申請です。先ほど事務局から説明がありましたように、平成16年に申請地に車庫物置を建築されました。その後、金融機関に母屋の増改築のために融資を相談したところ、ここは農地であると畑ですね、ということが判明をいたしました。今回遅ればせながら申請に至ったわけであります。これにつきましては、□□□□さんからの始末書が提出されております。平成5年に先代から土地建物を相続いたしましたけれども、平成16年に市道との間の申請地に建物を建てました。その後増改築をするために、融資を相談したところ、農地であることを指摘されて、今回の手続きを依頼したところ。理由はともあれ無断で転用したこと、農地法を守らなかったことは誠に申し訳なく深く反省しております。今後は農地法遵守することをお誓ひ申し上げます。という始末書が、提出されております。以上です。審議のほどをよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第29号農地法第4条の規定による許可申請については、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおりに許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第29号農地法第4条の規定による許可申請について</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議第30号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書14ページ、議第30号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今回は3件の申請が出ております。議案書15ページをご覧ください。資料は43ページからご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△。地目は登記簿現況ともに田で、面積は384㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は、駐車場で、駐車場ならびに車庫倉庫を整備されます。転用事由は、申請地を譲り受け、自家用の駐車場、車庫・倉庫を整備する。ということです。土地代は隣接する家屋と一括購入のため不明。確認は〇〇推進委員さんです。令和2年8月12日に農用地区域除外が許可されています。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。に該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>なお、本件は、第1種農地であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となり、本日許可相当と決定いただいた場合、その後の常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△外2筆。地目は登記簿が畑で現況は荒廃農地、合計面積は675㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。</p> <p>転用目的は資材置場で、転用事由は、申請地を譲り受け、自営業の資材置き場として利用する。ということです。</p> <p>始末書が出されており、平成20年に申請地の奥に墓を建立以降、農地法に対する認識不足から進入路として無断転用していた。ということです。</p> <p>土地代は10アールあたり177万8千円。確認は〇〇推進委員さんです。都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地は原則転用可能となっております。</p> <p>譲受人の△△さんですが、これまでは〇〇市に近い場所を借り受けて資材置き場として使用されてきましたが、今後そこが借りられなくなることも想定されることから、一部使用していた自宅近くの申請地を譲り受け、自己所有の資材置き場にしたい、と言うことです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△。地目は、登記簿現況ともに畑で、面積は539㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は△△△△です。</p> <p>転用目的は宅地造成で、転用事由は、雲南市の依頼に基づき、農道整備事業にかかる支障移転住宅の代替宅地を取得整備し、土地提供予定者に譲り渡す。ということです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>土地代は10アールあたり757万6千円。確認は〇〇推進委員さんです。農用地区域外で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合。に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>以上につきまして、ご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
9 番 議 長	はい。
9 番	はい。どうぞ。
議 長	<p>9番です。申請番号2番について、顛末書が提出されておりますので、読み上げます。</p> <p>雲南市農業委員会様。今般、農地法第5条の規定により申請いたします土地につきましては、平成20年に当方所有の隣接地762番2に墓地を建立いたしました際に、参道が無いため前所有者□□□□様をお願いをして、休耕地であった申請地の一部を草刈等の管理を条件に進入路として利用しておりました。北側里道が狭く利用困難であり、やもを得ず進入路を設けておりましたが、農地法に対する認識不足から結果的に無断転用いたしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことが無いように留意いたしますので、何卒ご寛容なるご処置を賜りますようお願い申し上げます。というところでございます。</p> <p>これにつきまして、先般現地確認並びに担当の〇〇推進委員さん、△△さん本人に事務局より頂きました聞き取りシートにより聞き取りを行いました。</p> <p>申請することになった経過は、先ほどお話ししましたとおりですが、□□氏所有の畑（当時休耕地）の隣接する所有地に墓を建立する際の道路、その後の参道として利用するため、草刈管理を条件に使用させてもらっておりました。転用目的は、今回、土木建築業をしていらっしゃるようですので、資材置き場として利用したく、購入することとなった。購入後も参道はそのまま使用する。というところでございます。いつから使用していたのか、ということですが、約10年前平成20年。現所有者□□□□氏の亡き父親である、□□氏に依頼して使用していた。というところでございます。この進入路は、現在使用しているのは、他にいないということで、他の人に迷惑は掛からない。というところでございました。よろしくご審議をお願い申し上げます。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第30号農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>要である、申請番号1番を除く案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第30号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番を除く案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番については、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第30号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。なお、今回より、機構との貸し借りについては、議案番号1番のとおり、一括方式というやり方ができるようになりました。</p> <p>その一括方式というやり方について、初めに事務局より説明をし、その後、議案の説明を求めたいと思います。それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では最初に、中間管理機構が借り受ける、一括方式についてご説明いたします。</p> <p>事前に議案書に合わせてお送りいたしました、A4横長の資料をご覧ください。中間管理事業従来方式と一括方式手続きの違い。と一番上に書いてある分でございます。この一括方式は、昨年11月の農地中間管理事業法改正に伴い導入された方式でございます。資料の上段部分が従来からのやり方で、中間管理機構が農地の所有者から土地を借り受ける際に、その可否について皆さまにお諮りしておりました。その後、事務手続きとしては島根県に集積計画を提出し、島根県が公告を行った後に耕作者の方への転貸が行われるという流れで、どうしてもそこに数か月の時間を要してしまっていました。</p> <p>それに対して、下段部分の一括方式ですが、この方式を行うためには、中間管理機構が借り受ける農地について、既に耕作者が決まっていることが必要となります。その上で、皆さまにお諮りする際に、中間管理機構が農地を借り受けることに合わせて、中間管理機構から耕作者に貸し付けることについて、この二つについてご審議いただくこととなります。この方式の場合、島根県の公告を待つ必要がなく、これまでよりもスムーズに利用権の設定を行うことができるようになります。</p> <p>では具体的に、何が変わるのかと言うことですが、雲南市の場合、これまで機構が借り受ける案件をお諮りする際には必ず転貸予定先を合わせてお示ししており、皆さまにはそれを踏まえてご判断いただいておりますので、皆さまにご審議いただく内容に実質変わりはありません。ただ、議案書の標記の仕方が代わることとなります。</p> <p>議案書18ページ、申請番号1番をご覧ください。中間管理機構が借り受け、転貸先は〇〇〇〇さんになります。これまでですと、備考欄に転貸予定先を記載し、1段で記載しておりましたが、一括方式ということですので、所有者から機構が借り受けることについ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>て上段、機構から耕作者が借り受けることについて下段と、2段に分けて記載しております。ではそれを踏まえまして、議案書16ページ、議第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを説明します。本件は、雲南市農林振興部より、農地の貸し借りに関する利用権設定の可否について農業委員会の意見を求めるものです。議案書17ページをご覧ください。今回は設定件数3件。内訳は〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町1件となります。借り受け戸数は3戸となっております。</p> <p>全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、初めに一括方式について、委員の皆さんわかりましたでしょうか。何かご質問等あれば受けたいと思います。表示の仕方が代わるということで、あとは今までどおりの審査の仕方によろしいということですので、今回は〇〇町の分が該当することとなっております。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>それでは、これより慣例により各町でご協議いただくこととします。なお、今回該当する町は、〇〇町、〇〇町、〇〇町の3町であります。</p> <p>また、部屋の喚起のため少し長めですが、あの時計で、14時30分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">・・・ (休憩) ・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、〇〇町よりお願いします。</p>
7 番	<p>7番です。〇〇町は、1番の案件でございますが、一括方式ということでございますが、転貸先は再設定ということで、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町お願いします。</p>
9 番	<p>9番です。番号2番でございますが、妥当であると判断いたしましたのでよろしくご審議お願ひいたします。</p>
議 長	<p>次に、〇〇町お願いします。</p>
11 番	<p>11番です。3番の案件ですけれども、面積が太くてですね、□□□□という会社の概要を説明させてもらいますけれども、主に堆肥とかそういうもの、ホームページでもいろいろな仕事をされているような会社でございますけれども、特にこの地区においては、堆肥の運搬それと散布、そして牧草の栽培というふうな流れで活用してもらっているところでございます。大変農用開発の畑がすごく遊んでおりまして、こういう風な会社が入っていけることを喜んでいらっしゃるところでございます。協議の結果、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第31号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第32号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定についてを議題とします。農政課より説明を求めます。</p>
農政課	<p>農政課の〇〇と申します。</p> <p>本日は、農用地区域の変更ということで、除外申請が、〇〇町18件、〇〇町3件、〇〇町6件、〇〇町14件、〇〇町4件、〇〇町6件、編入が〇〇町1件、〇〇町5件、用途変更が〇〇町2件、合計59件について説明させていただきます。</p> <p>今回、除外の面積は、田が18,991.48㎡、畑が4,892.27㎡、計23,883.75㎡。</p> <p>編入の面積は、田が12,647㎡、畑が1,231㎡、計13,878㎡。</p> <p>用途変更の面積は、田が517㎡、畑が1,228㎡、計1,745㎡となっています。</p> <p>また、今回追認案件は、〇〇町4、〇〇町2、〇〇町4、〇〇町1、計11件となっております。</p> <p>内容につきましては、先月8月24日に開催された農業委員会総会において説明させていただいておりますが、〇〇の変更理由書の用途区分変更分に一部変更がございますので、資料の差し替えをさせていただきます。変更箇所につきましては、個別の説明の際に説明させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>個別の説明は変更土地調書でさせていただきますが、墓地、携帯電話の鉄塔に係る案件につきましては時間の都合上詳しい説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。また、デジタル防災行政無線整備事業の案件がありますが、先月の総会で説明させていただいたとおり、許可については携帯電話の鉄塔と同様に許可不要となっておりますので、説明については省略させていただきます。なお、概要につきましては、今年度整備をするもので、市内131か所に基地局屋外スピーカを設置し、全戸に戸別受信機防災ラジオに配布をすることとなっています。運用開始は令和3年10月頃の予定です。</p> <p>それでは、〇〇町から説明します。1ページをご覧ください。除外する件数は、18件です。自宅宅地整備が2件、宅地拡張が3件、資材置場整備が2件、墓地の移転が3件、墓地の移転及び駐車場新設が1件、駐車場の増設が1件、駐車場の造成が1件、駐車場資材置場農機具倉庫通路の新設が1件、車庫の新築が1件、車庫及び駐車場の新設が1件、デジタル防災行政無線基地局整備が1件、太陽光発電施設の設置が1件となっています。また、編入する件数は、1件です。</p> <p>2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、71.7aとなっています。</p> <p>3ページをご覧ください。編入する土地の面積は、12.3aとなっています。</p> <p>5ページをご覧ください。個別説明資料となります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>整理番号1は、事業計画者 □□□□さんで、居宅用住宅の新築のための案件となります。自宅の建て替えによるものです。整理番号2は、事業計画者 □□□□さんで、駐車場の増設で、追認となります。整理番号3は、事業計画者 株式会社 □□□□さんで、太陽光発電施設の設置です。整理番号4は、事業計画者 □□□□さんで、資材置場の設置で、前回の除外申請地の拡張です。道路に面しており、現在使用しているため、追認となります。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。</p> <p>整理番号5、事業計画者 □□□□さん、整理番号6、事業計画者 □□□□さんは、墓地の移転案件となります。整理番号7は、事業計画者 □□□□さんで、墓地の移転及び駐車場の新設です。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号8は、事業計画者 □□□□さんで、宅地の拡張で、追認となります。</p> <p>整理番号9は、事業計画者 □□□□さんで、宅地の拡張で、追認となります。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号10は、事業計画者 有限会社 □□□□さんで、資材置場の設置です。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号11は、事業計画者 □□□□さんで、駐車場の造成です。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号12は、事業計画者 株式会社 □□□□さんで、駐車場資材置場農機具倉庫通路の新設です。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号13は、事業計画者 雲南市防災部防災安全課くらし安全室で、デジタル防災行政無線基地局整備です。整理番号14は、事業計画者 □□□□さんで、墓地の移転です。整理番号15は、事業計画者 □□□□さん、□□□□さんで、居宅用住宅の新築のための案件となります。整理番号16は、事業計画者 □□□□さんで、宅地の拡張です。整理番号17は、事業計画者 □□□□さんで、車庫の新築です。</p> <p>整理番号18は、事業計画者 □□□□さんで、車庫及び駐車場の新設です。整理番号19は、事業計画者 □□□□さんで、編入の案件となります。</p> <p>続いて、用途変更の説明をさせていただきます。</p> <p>1ページをご覧ください。用途変更する件数は、2件です。</p> <p>3ページをご覧ください。用途変更する土地の面積は、17.4aとなっています。</p> <p>5ページをご覧ください。個別説明資料となります。</p> <p>前回の資料との変更は、地番と理由の項目で、除外申請と同じ様式になっておりましたので、除外を用途区分を変更すると修正しております。</p> <p>整理番号1・2は、事業計画者 □□□□さんで、堆肥舎の増設、牛舎、飼料庫、サイロの建設です。</p> <p>〇〇町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は、3件です。資材置場整備が2件、デジタル防災行政無線基地局整備が1件となっています。</p> <p>2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、18.9aとなっています。</p> <p>5ページをご覧ください。個別説明資料となります。</p> <p>整理番号1は、事業計画者 有限会社 □□□□さんで、資材置場の整備です。整理番号2は、事業計画者 株式会社 □□□□さんで、資材置場の整備です。整理番号3は、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>事業計画者 雲南市防災部防災安全課くらし安全室で、デジタル防災行政無線基地局整備です。</p> <p>〇〇町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は、6件です。資材置場整備が1件、物干し場の新設が1件、駐車場及び農業用倉庫の新設が1件、駐車場の造設が1件、車庫及び駐車場の新設が1件、デジタル防災行政無線基地局整備が1件となっています。また、編入する件数は、5件です。</p> <p>2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、61.2aとなっています。</p> <p>3ページをご覧ください。編入する土地の面積は、126.5aとなっています。</p> <p>5ページをご覧ください。個別説明資料となります。</p> <p>整理番号1は、事業計画者 □□□□さんで、鉄骨資材置場の整備です。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号2は、事業計画者 □□□□さんで、駐車場及び農業用倉庫の新設です。整理番号3は、事業計画者 □□□□さんで、駐車場の造設で、追認となります。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号4は、事業計画者 雲南市防災部防災安全課くらし安全室で、デジタル防災行政無線基地局整備です。整理番号5は、事業計画者 □□□□さんで、物干し場の造設で、追認となります。整理番号6は、事業計画者 □□□□さんで、車庫及び駐車場の新設です。整理番号7、事業計画者 □□□□さん、整理番号8、事業計画者 □□□□さん、整理番号9、事業計画者 □□□□さん、整理番号10、事業計画者 □□□□さん、整理番号11、事業計画者 □□□□さんは、編入の案件となります。</p> <p>〇〇町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は、14件です。自宅地整備が1件、分譲宅地の整備が5件、宅地進入路の整備が3件、作業用道路の新設が1件、墓地の移転が1件、山林の新植が1件、デジタル防災行政無線基地局整備が2件となっています。</p> <p>2ページをご覧ください。除外する土地の面積は、85.8aとなっています。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1は、事業計画者 □□□□さんで、作業用道路の新設です。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号2は、事業計画者 □□□□さんで、居宅用住宅の新築のための案件となります。小学校の近くに家を建てる計画を立て、新築をされます。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号3から7は、事業計画者 雲南市土地開発公社で、市の定住対策に基づき宅地分譲事業を行うものです。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号8は、事業計画者 雲南市防災部防災安全課くらし安全室で、デジタル防災行政無線基地局整備です。整理番号9は、事業計画者 □□□□さんで、墓地の移転です。整理番号10は、事業計画者 □□□□さんで、植林の案件で、追認となります。1種農地となっており、許可条項は許可規則33条の4号集落接続となります。整理番号11から13は、事業計画者 □□□□さんで、宅地進入路の整備で、追認となります。整理番号14は、事業計画者 雲南市防災部防災安全課くらし安全室で、デジタル防災行政無線基地局整備です。</p> <p>〇〇町の説明をします。1ページをご覧ください。除外する件数は、4件です。墓地の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>移転が 2 件、宅地進入路の整備が 1 件、デジタル防災行政無線基地局整備が 1 件となっています。</p> <p>2 ページをご覧ください。除外する土地の面積は、1 a となっています。</p> <p>5 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 は、事業計画者 雲南市防災部防災安全課くらし安全室で、デジタル防災行政無線基地局整備です。整理番号 2 は、事業計画者 □□□□さんで、墓地の移転です。</p> <p>1 種農地となっており、許可条項は許可規則 3 3 条の 4 号集落接続となります。整理番号 3 は、事業計画者 □□□□さんで、墓地の移転です。1 種農地となっており、許可条項は許可規則 3 3 条の 4 号集落接続となります。整理番号 4 は、事業計画者 □□□□さんで、宅地進入路の整備で、追認となります。</p> <p>〇〇町の説明をします。1 ページをご覧ください。除外する件数は 6 件です。デジタル防災行政無線基地局整備が 5 件、墓地の移転が 1 件、となっています。</p> <p>2 ページをご覧ください。除外する土地の面積は、0. 2 a となっています。</p> <p>5 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1、2、4、5、6 は、事業計画者 雲南市防災部防災安全課くらし安全室で、デジタル防災行政無線基地局整備です。整理番号 3 は、事業計画者 □□□□さんで、墓地の移転です。</p> <p>今回の除外申請では、1 種農地が 5 1 件中 2 1 件と 4 割以上ありました。除外としては、1 種農地は認められないところがあり、代替え性が無い、どうしてもここでないといけない事と集落接続が許可に認められる重要なポイントになります。今回の案件の中には、代替え性と集落接続において難しい面もありますが、今後県と協議を行います。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。</p> <p>議 長 ただ今、農政課より説明がありましたが、初めに、議事参与の制限。に該当する、大東農業振興地域整備計画変更理由書の農用地区域から除外するもの。のうち、整理番号 6 番、大東農業振興地域整備計画変更理由書の農用地区域へ編入する整理番号 1 9 番及び大東農業振興地域整備計画変更理由書・用途区分変更分の整理番号 1 番並びに 2 番を除く案件について、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議 長 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議 長 討論を終わります。お諮りいたします。議第 3 2 号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による意見聴取に対する意見決定について、初めに、議事参与の制限。に該当する、大東農業振興地域整備計画変更理由書の農用地区域から除外するもの。のうち、整理番号 6 番、大東農業振興地域整備計画変更理由書の農用地区域へ編入する整理番号 1 9 番及び大東農業振興地域整備計画変更理由書・用途区分変更分の整理番号 1 番並びに 2 番を除く案件については、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。よって、大東農業振興地域整備計画変更理由書の農用地区域から除外するもの。のうち、整理番号 6 番、大東農業振興地域整備計画変更理由書の農用地区</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>域へ編入する整理番号19番及び大東農業振興地域整備計画変更理由書・用途区分変更分の整理番号1番並びに2番を除く案件については、提案のとおり妥当として、市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、議事参与の制限。に該当する、大東農業振興地域整備計画変更理由書の農用地区域から除外するもの。のうち、整理番号6番の案件について審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条、議事参与の制限により、12番〇〇委員には、ご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、整理番号6番の案件について、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。大東農業振興地域整備計画変更理由書の農用地区域から除外するもの。のうち、整理番号6番の案件については、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、大東農業振興地域整備計画変更理由書の農用地区域から除外するもの。のうち、整理番号6番については、提案のとおり妥当として、市長に報告することに決定いたしました。12番〇〇委員にはご着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、同じく議事参与の制限。に該当する、大東農業振興地域整備計画変更理由書の農用地区域へ編入する整理番号19番及び大東農業振興地域整備計画変更理由書・用途区分変更分の整理番号1番並びに2番の案件について審議いたします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条、議事参与の制限により、3番〇〇委員には、ご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、編入する整理番号19番、用途区分変更分の整理番号1番並びに2番の案件について、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。大東農業振興地域整備計画変更理由書の農用地区域へ編入する整理番号19番及び大東農業振興地域整備計画変更理由書・用途区分変更分の整理番号1番並びに2番の案件については、提案のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、大東農業振興地域整備計画変更理由書の農用地区域へ編入する整理番号19番及び大東農業振興地域整備計画変更理由書・用途区分変更分の整理</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>番号1番並びに2番の案件については、提案のとおり妥当として、市長に報告することに決定いたしました。3番〇〇委員にはご着席願います。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p> <p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(15:15終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____